

金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受ける地域経済の維持・発展を図ることを目的として、町内中小企業者が、生産性向上による事業の持続的発展を目的とした先端設備等を導入した場合において、当該設備投資に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- (3) 先端設備等導入計画 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第1項に規定する先端設備等導入計画であって、特定市町村（同法第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。）の認定を受けたものをいう。
- (4) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する工場、研究所等の施設をいう。
- (5) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。

(補助対象設備)

第3 補助対象設備は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 先端設備等導入計画に記載された設備であること。
- (2) リース契約に基づき設置する設備でないこと。
- (3) 町内の事業所に設置する設備であること。

(補助対象者)

第4 補助対象者は、町内に1年以上主たる事業所を置く中小企業者で、本補助金の申請までに先端設備等導入計画の認定を受けた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業を除く。

- (1) 1つの大企業（中小企業以外の企業。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業

(5) 町税を滞納している企業

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 補助対象設備の購入に係る経費
- (2) 補助対象設備の輸送に係る経費（運搬費等）
- (3) 補助対象設備の設置に係る経費（分解・組立・整備費等）
- (4) 補助対象設備の導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (5) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（小規模企業者にあつては、3分の2以内）の額又は補助限度額100万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、1年度につき1回に限る。

(交付申請)

第7 補助対象者が、補助金の交付申請をしようとするときは、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 先端設備等導入計画及び先端設備等導入計画の認定書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第8 町長は、交付申請書の提出があつたときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付又は不交付を決定し、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、遅滞なく必要書類を添えて金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金変更（廃止）承認申請書（様式第3号）により町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により補助事業の変更又は廃止の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、変更を認めたときは金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金変更承認書（様式第4号）により、廃止を認めたときは金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金廃止承認書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(承継の届出)

第10 合併、譲渡、相続その他の事由により、補助事業に係る事業を承継した者は、その承継の日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、承継届（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11 補助事業者は、事業完了後30日以内又は各事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業実績書
- (2) 設置完了後の補助対象設備の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第12 町長は、第11の規定による報告を受けたときは、補助事業者に説明を求め、必要に応じて実地調査を行い、補助金の額を確定し、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付請求書(様式第9号)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) この要綱の各規定に違反したとき。
- (4) その他町長が不当と認めるとき。

(補助金の返還命令)

第15 町長は、第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16 補助金の交付の対象となった先端設備等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、財産処分承認書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(要綱の失効)

第17 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第14、第15及び第16の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(補則)

第18 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付申請書

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付要綱第7の規定により、下記のとおり補助金の交付申請をします。

なお、申請に当たっては、町税の納入状況などの審査に必要な事項についての確認を受けることに同意します。

記

金 円

（添付書類）

- （1）補助対象事業に係る事業計画書
- （2）登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- （3）先端設備等導入計画及び先端設備等導入計画の認定書の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

別紙 1 (様式第 1 号関係)

事業計画書

1 事業計画

(1) 設備投資の内容 (概要)

(2) 着手及び完了年月日 (予定)

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

2 収支予算

(1) 収 入

(単位:円)

区 分	金 額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出

(単位:円)

経 費 区 分	事業に要する経費	対象経費	交付申請額
購 入 費			
輸 送 費			
設 置 費			
廃 棄 費			
そ の 他			
合 計			

※「事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費 (消費税等を含む)。

※「対象経費」とは、「事業に要する経費」のうち補助対象となる経費 (消費税等は除く)。

様式第2号（第8関係）

年 月 日

様

金ケ崎町長

印

金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

- ・補助事業の内容に変更が生じると見込まれる場合は、あらかじめ町長の承認を得ること。
- ・補助事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ町長の承認を得ること。
- ・虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、町長の請求に応じ当該補助金の全部又は一部を返還すること。

2 不交付

(その理由)

様式第3号（第9関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので申請します。

記

- 1 事業の変更（廃止）の理由
- 2 事業の内容
- 3 変更（廃止）により増減すべき補助金の額 円
- 4 添付書類（事業の変更の場合）
 - （1）変更事業計画書
 - （2）先端設備等導入計画及び先端設備等導入計画の認定書の写し
 - （3）その他町長が必要と認める書類

別紙 2 (様式第 3 号関係)

変更事業計画書

1 事業計画

(1) 設備投資の内容 (概要)

(2) 着手及び完了年月日 (予定)

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

2 収支予算

(1) 収入

(単位:円)

区 分	金 額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

※上段に変更前、下段に括弧書きで変更後の額を記載

(2) 支出

(単位:円)

経費区分	事業に要する経費	対象経費	交付申請額
購入費			
輸送費			
設置費			
廃棄費			
その他			
合 計			

※上段に変更前、下段に括弧書きで変更後の額を記載

※「事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費 (消費税等を含む)。

※「対象経費」とは、「事業に要する経費」のうち補助対象となる経費 (消費税等は除く)。

様式第4号（第9関係）

年 月 日

様

金ヶ崎町長 印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

- 1 変更を承認する事業の内容
- 2 変更後の補助金の額 円

様式第5号（第9関係）

年 月 日

様

金ヶ崎町長 印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金廃止承認通知書

年 月 日付けで廃止承認申請のあった金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、廃止を承認したので通知します。

様式第6号（第10関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名 印

承継届

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった金ケ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、下記のとおり承継したので届け出ます。

記

- 1 承継の内容
- 2 承継した設備等
- 3 添付書類（事業の変更の場合）
 - （1）承継したことを証する書類
 - （2）その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、事業が完了したので報告します。

（添付書類）

- （1）補助対象事業に係る事業実績書
- （2）設置完了後の補助対象設備の写真
- （3）その他町長が必要と認める書類

別紙3（様式第7号関係）

事業実績書

1 事業実績

(1) 設備投資の内容（概要）

(2) 着手及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

2 収支決算

(1) 収入

(単位:円)

区 分	金 額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

(2) 支出

(単位:円)

経費区分	事業に要する経費	対象経費	交付申請額（確定）
購入費			
輸送費			
設置費			
廃棄費			
その他			
合 計			

※「事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費（消費税等を含む）。

※「対象経費」とは、「事業に要する経費」のうち補助対象となる経費（消費税等は除く）。

様式第8号（第12関係）

年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金について、金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定金額	円
（交付決定金額	円）

様式第9号（第13関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

印

金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった金ヶ崎町先端設備等
設備投資支援補助金について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求額 金 円

振込先口座	金融機関・支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)

様式第10号（第16関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

印

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金額の通知を受けた金ヶ崎町
先端設備等設備投資支援補助金の対象となった財産を処分したいので、下記の
とおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処 分 の 理 由

2 相手方(住所、氏名、仕様の目的及び条件)

備考「処分の方法」欄には、仕様、譲渡、交換又は貸付けの別を記載すること。

様式第 1 1 号（第 1 6 関係）

年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

財産処分承認書

年 月 日付け財産処分承認申請については、金ヶ崎町先端設備等設備投資支援補助金交付要綱第 1 6 の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認した財産処分の内容

2 承認の条件